

第9回 まちづくり常任委員会会議録

令和6年11月28日(木)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時15分)
- 2 調査事項
 - (1) 住民生活課所管
 - ①幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
 - (2) 産業建設課所管
 - ①幌延町農産物等収量減少緊急支援事業について
 - (3) 総務企画課所管
 - ①沿岸バスのダイヤ改正等について
 - ②幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について
 - (4) 教育委員会所管
 - ①幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(13時32分)

○出席委員(7名)

委員長	4番	高橋	秀之
委員	2番	佐藤	忠志
委員	3番	深澤	博之
委員	5番	植村	敦
委員	6番	無量谷	隆
委員	7番	齋賀	弘孝
委員	8番	西澤	裕之

○欠席委員(1名)

副委員長	1番	高橋	秀明
------	----	----	----

○出席説明員

町長	野々村	仁
副町長	岩川	実樹
教育長	青木	順一
総務企画課長	早坂	敦
総務企画課参事	山本	基継
住民生活課長	村上	貴紀
産業建設課長	角山	隆一
教育次長	伊藤	一男

総務企画課長補佐 梶 淳
住民生活課長補佐 伊 藤 崇
産業建設課長補佐 新 野 貞 治

税務住民係主査 五 福 竜 也

○議会事務局出席者

事務局 長 岡 田 英 樹
書記 係 長 藤 田 秀 紀

高橋秀之委員長

本日の出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより、第9回まちづくり常任委員会を開会します。

始めに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

おはようございます。

令和6年の第9回まちづくり常任委員会に御参集いただき、ありがとうございます。

本日、4件の案件で御説明をさせていただきますので、忌たんのない御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項(1) 住民生活課所管「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の説明をお願いいたします。

村上住民生活課長

それでは「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」説明をさせていただきます。

本件につきましては、これまで役場住民生活課及び問寒別出張所の窓口で受け付けていましたマイナンバーカード関連事務を、幌延郵便局及び問寒別郵便局、こちらの両窓口でも取扱いを可能としようとするもので、本日は、その検討の経緯や必要経費、スケジュール等について、お手元に配付させていただいております資料に沿って、その概要を説明させていただきます。

資料表紙を開いていただきまして、1ページを御覧願います。

初めに、検討に至った経緯についてですけれども、大きく四つの要因があり、一つ目につきましては、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中において、住民と行政の接点の改革を進め、住民サービスの向上と業務の効率化を図り、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが必要となっているとともに、本町においては、近年、職員の欠員が常態化しており、職員一人当たりの業務量が増加していますので、職員の負担軽減策を講じる必要があるということ。二つ目として、日本郵便株式会社は日本郵便株式会社法で郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うこととされており、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律では、郵便局で公的証明書の交付事務やマイナンバーカードの電子証明書の発行等を取り扱うことができることとされており、行政の窓口機能の一端を担うことが期待されていること。三つ目に、平成27年にマイナンバー制度が開始され、令和2年に全国的に交付が進まないマイナンバーカードの普及と消費活性化策としてマイナポイント事業の第1弾が開始されたことで、マイナンバーカードの交付が一気に加速しました。このマイナンバーカードに登載されています二つの電子証明書の有効期間が発行から5回目の誕生日までであることから、来年

度以降、更新手続の窓口対応が増加することが予想されていること。四つ目に、マイナンバー関連事務を担当する当課では戸籍事務も所管していますが、戸籍に氏名の読み仮名を記載する改正戸籍法の施行日を来年5月26日とすることが閣議決定され、施行日から1年以内に届出のあった読み仮名の登録が必要となり、戸籍住民担当業務が増加すること。以上、4つの事項を踏まえまして、今後増加する戸籍住民担当業務の一部を外部委託することで職員の負担軽減及び住民サービスの利便性向上が図られるものというふうを考え、マイナンバーカードの電子証明書関連事務の郵便局での取扱いについて検討協議を進めてきたところです。

根拠法令となります地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の抜粋、こちらを2ページから3ページに記載しております。

第2条において、地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第1項の規定により、当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができると規定をしており、第6号、第7号でマイナンバーカードの電子証明書関連事務について、第6号、第8号、第9号でマイナンバーカードの交付申請事務の受付等事務について郵便局に取り扱わせることができる事務として規定がされております。

次、3ページをお開きください。

第3条では郵便局の指定について規定がされており、第2項で日本郵便株式会社とあらかじめ協議しなければならないこと。第3項で議会の議決を経なければならないことが規定されております。

この規定に基づき、取扱い郵便局、取扱いの事務、取扱い機関について、日本郵便株式会社との協議が調ったことから、本日の説明を経まして、12月定例会において指定に関する議案を提出させていただくことといたしました。

4ページを御覧願います。

郵便局に事務委託するマイナンバー関連事務は、大きく分けてマイナンバーカードの電子証明書関連事務とマイナンバーカードの交付申請の受付等事務の二つありますが、今回事務委託をしようとする事務につきましては、マイナンバーカードの電子証明書関連事務で、マイナンバーカードの交付申請の受付等事務につきましては、そのほとんどにおいて、日本郵便株式会社での受託体制が整っておらず、現在準備中ということですので、全ての準備が整った後に、その一部を事務委託していきたいというふうを考えております。

電子証明書関連事務の郵便局でのサービス提供開始時期につきましては、令和7年5月1日からを予定しております。

5ページをお開き願います。

マイナンバーカード電子証明書関連事務を郵便局へ委託した際の事務スキームですけれども、お客様から申請を受け付けた際、申請書等のデータをタブレットを用いまして、電子メールで当課宛てに送信、受信した当課担当者が受理した旨を電子メールで返信した後、郵便局に設置する専用端末から市町村サーバーを経由しまして、J-LISに発行申請を行い、発行された電子証明書をマイナンバーカードへ記録して引き渡すこととなりますので、郵便局へ専用端末やタブレット等の機器類の新規設置とJ-LISと接続する専用回

線やメールの送受信をするインターネット回線、こちらを新たに構築することとなります。

次に、郵便局への業務委託料についてですけれども、日本郵便株式会社において定められております月額単価、こちら6ページの方に記載しておりますとおりです。後ほど御覧ください。

7ページお開き願います。

電子証明書の令和7年度中の更新等の想定件数ですけれども、本町での想定件数は発行で60件、更新で130件、署名用電子証明書用の暗証番号の初期化で90件、その他、暗証番号の初期化で140件と見込んでおりまして、その全てを郵便局窓口で受け付けたと想定しまして、令和7年度の委託料を積算した結果、総額で62万4,580円ということで積算し、その全額が国庫補助金の対象経費という形になっております。

委託料以外の必要経費、機器類の設置等経費について、8ページに記載をしております。

J-LIS等接続するための専用光回線のネットワーク構築費や回線使用料、また、メール送受信に必要なインターネット回線のポケットWi-Fiルーター購入費や通信料、専用端末として購入する統合端末とタッチパネル、そのほかプリンターなどの周辺機器のリース料や機器のセットアップ費用、メール送受信に使用する専用タブレットの購入費、そのほか、機器設置のために必要な机やラックなどの事務備品など、こちらの経費が発生することとなり、その内、統合端末の関係経費につきましては、国庫補助金の対象経費という形になっております。

9ページ、10ページをお開き願います。

9ページの予算の前に、10ページの方のスケジュールについて先に説明をさせていただきますけれども、スケジュールの予定につきましては、12月議会、こちらで議決いただいた後、機器の調達、配線工事を3月上旬頃までに実施を行いまして、3月中には機器の設置、動作確認を行い、4月の契約締結を経まして、4月、1か月間を郵便局職員の研修期間として両郵便局担当者へ町の担当者が、制度、手続、又はシステムの操作方法などのレクチャーを行いまして、システムの利用に1か月間で慣れていただき、5月1日から郵便局窓口でのサービス提供開始という形で予定をしております。

そのことから、予算としましては、9ページにお戻りいただきまして、今年度12月補正において、消耗品1万8,480円、役務費で9万2,730円、委託料で221万7,600円、備品購入費で50万4,250円、総額で283万3,060円となり、そのうち統合端末に関する経費221万7千円が国庫補助金の収入となり、一般財源は61万6,060円という形になっております。

来年度の当初予算につきましては、役務費で36万5,640円、委託料で62万4,580円、使用料賃借料で28万1,160円、総額で127万1,380円で、その財源内訳は国庫補助金で121万7千円、一般財源5万4,380円となります。

表の下に注記で期しておりますが、5月からのサービス提供開始としていることから、4月分の通信運搬費や借上料が補助対象外となるため、その分が一般財源となるものです。

日本郵便株式会社札幌支社の担当者や幌延、問寒別両郵便局長と協議を行い、住民の皆様が手続を行う際に、よりスムーズな対応が可能となるよう、郵便局担当者の研修に一定期間を設ける必要があるということの共通認識の下で、5月のサービス提供開始予定とし

ておりますので、御理解いただきたく思います。

また、来年度以降のランニングコストにつきましては、現在想定されています経費の概算ということですので、今後準備を進めていく中で、多少の増減が発生することがありますことを御承知おき願いたいと思います。

以上、簡単ですけれども「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質問のある方は、挙手の上、指名を受けてから、マイクのスイッチを押してから発言してください。

それでは、ただいまの説明について何か質問ありませんか。

深澤委員

今、大体の説明は受けたんですけど、開始の年度は分かったんですけど、これ、半永久的にこの委託期間ちゅうのは続くんですか。契約上、何年かって、何かあるんですか。

村上住民生活課長

こちらの指定につきましては、指定期間は単年、1年間という形にしておりますけれども、自動更新という形で、幌延町、郵便株式会社両方から指定廃止の申出がない限りは、自動更新で引き続き委託をしていくという形で考えております。

深澤委員

最近、郵便局で昼休みの時間、忙しい局では取るんだというニュース報道で見たんですけど、幌延の場合は、昼休み期間はどうか。

それとね、担当職員、今、指導したり何かするんだけど、郵便局は本来の業務がありますよね。この、申込みに行った時、どちらを優先してやってくれる。

本来の業務、そっちのけでこっちをちゃんとするっついうわけにもいかないでしょ。お客さんサービスとしては、その目的で行っているのに、何かで待たされると、何か、ちょっと遺憾に感じるところもあるんだけど、その辺の対応どお。

村上住民生活課長

まず、昼休憩時間という形につきましては、それぞれの郵便局、個々で昼休憩時間を設ける、設けないっていうのを決めているというふうに聞いています。

幌延郵便局については、今現在、昼休憩時間中も窓口を開けているというふうな形ではありますけれども、今後、昼休憩時間として窓口を止めるという形で決まったときには、その休憩時間中は、このマイナンバーカードの受付についても、受付は昼休憩時間中は受け付けられないという形の、郵便局の決定に基づいた窓口開設時間のみの受付という形になります。また、業務につきましては、あくまでも町から受託した業務という形で郵便局の業務としての一つとなりますので、本来業務といいますか、今の郵便局の業務を優先するすとかマイナンバーを優先するすとかっていうことではなく、平等に受け付けた順番で処理がされていくものというふうに考えております。

深澤委員

そのような説明しかできないんだろうなと思うけど、今、役場にしたらね、昼休み時間

も対応してくれるよね。住民票とかこういうのもね。片や役場へ行った方が早いんじゃないかって気になったら郵便局使う人いないんじゃないの。今言っている状況を考えたら。

村上住民生活課長

役場の窓口を廃止して郵便局でのみということではなく、役場の窓口でもできますし、問寒別出張所でも手続執れるし、郵便局の窓口でも手続が執れるという形で、より住民の選択が増えて、近い所で手続を執ってもらえるというような形で考えてますので、全てを郵便局の窓口でやってくださいということではないので、昼休憩が郵便局で取りますという形で、昼休憩時間帯に郵便局でもし手続が執れなくなったとしたときには、その時間帯じゃなければ窓口での手続に来れないお客様につきましては役場の方に来ていただくという形になります。

担当課とすれば、極力、郵便局さんの方に行って手続を執っていただいて、役場窓口の、特に年度始まり、年度終わりの転出入の多い時期とかですと役場の窓口の方が混雑してお待たせする時間も長くなってしまうという形もありますので、よりスムーズに行える方に御案内をできればなというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

深澤委員

私もちょこちょこ郵便局行くんですけど、事務の女性の方って言ったら失礼になるのかもしれないけど、受付2名ぐらいしかいないんだよね。して、また、郵便物を預金、何か別々のような窓口の対応みたいなことをしてるんで、この業務が増えとね、本当に住民サービスとしてやってもらえるのかって、ちょっと、その辺、懸念してんですけど、その辺はどうなんでしょう。

村上住民生活課長

そちらにつきましては、日本郵便株式会社の札幌支社の担当者及び両郵便局長とも調整しまして対応可能という形と、あとは、職員体制の確保ということ。あとは、郵便局での体制の確保という形にはなろうかと思えますけども、お客様に迷惑をかけないような形で体制確保をした上で受託させていただきたいということでのお話ですので、窓口到现在2名の対応という形にはなっておりますけれども、その中で対応できる、局長が対応する場面も出てくると思えますっていうような形ではありますけれども、職員の中で対応可能な職員を極力増やして、お客様をお待たせしない対応を執らせていただくということでの協議を進めたというところです。

深澤委員

お願いごとなんですけど、今、私、質問した事項で、万が一、町民から苦情が出ないような申入れとか、お互いに協力し合って、ぜひ進めてほしいと思います。

村上住民生活課長

今後も郵便局さんとお話する機会もまだありますので、そちらの中で、十分、お客様、町民の方に迷惑がかからないような形で、取扱いできるような形で、今後、進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

問寒別地区にも郵便局があるわけで、問寒別地区郵便局の仕事は、これが可能になれば仕事が増えることで問寒別郵便局の存続にもなるだろうし、職員が減らないで3人体制でやってくれているので、いいことだなと思っているんですけども、私としては。

検討の経緯の中にありますよね。全国的に交付が進まないマイナンバーカードの普及ということなんですけども、幌延町ではどうなんですか。現状、進んでいないんですか。

これを、郵便局を利用することによって、目標数値というか、そういうものを設けているのかどうかをお伺いしたいのが一点目と、委託料ですね。

あと、7ページに委託料のあるんですけども、委託料、7年度は62万4千円掛かるといことなんですけども、これは、次の年、令和8年、令和9年になって、この取扱い件数によって変わってくるかと思うんですけども、この委託料は、最初に大体このぐらいだねって委託料払って、取扱いの件数が増えたり減ったりしたら、また、そこで委託料が補正されるんですか。

村上住民生活課長

まず、マイナンバーカードの交付率につきましては、ちょっとJ-LISの方、最新データが8月末のデータになりますけれども、幌延町での交付枚数率につきましては79.9%、約8割程度の交付率という形にはなっているんですけども、一方、総務省での発表の人口に対する保有枚数率っていう形でいくと67.5%という形で7割程度ということで、これが交付枚数っていうのと保有率っていうのが計算方法が違うので、正しく、実際、幌延に今いる人口、住民登録している住民の中で何人持っているかというようなところで、正式に把握するところは、ちょっとできないということなんですけども、7割から8割程度、今保有しているというような状況になっています。また、この郵便局で手続が執れるようになったというところで、目標を掲げているかというところではありますけれども、極力、今後、来週から、12月2日から健康保険証も新規発行されなくなって、マイナ保険証に移行していくというようなこともありますので、今後、町としましても、極力、マイナンバーカードの交付を受けていただきまして、マイナ保険証に移行してもらい、又は、こういうサービスも充実していく中でマイナンバーカードの取得をしていっていただきたいということでの周知もしつつ、交付率が下がらない、若しくは上がっていくというような形で進めていきたいなというふうに考えているところです。

それと、委託料につきましては、6ページに委託料の日本郵便の方で決められている委託料があります。こちらの上段の青の網かけになっております初期導入費、こちらについては、初回月に1回だけ掛かる経費、あとは、固定費として、1個の局につき、毎月1万円掛かりますと。それに対する従量費というのが、この従量費単価で、発行や更新の手続を行った件数1件につき幾らという単価が掛かってきます。その20%が一般管理費として上乘せされて、委託料として支払う。こちらの支払いについては、実績に基づいて毎月支払っていくという形になります。以上です。

齋賀委員

分かりました。ありがとうございます。

それでね、初期投資ですよ。パソコンのデスクだかラックだかもいると。買うと。リースだったか。これ、役場に、先ほど職員さんも少なくなってきたからっていう説明があ

ったんで、その職員さんの使った机とかラックとか持っていけば買わなくてもいいのでは。
村上住民生活課長

デスクやラックなんですけれども、職員が減ってきている中で、残っているものを持っていけばというような話も、もちろん検討というか、一部は検討したんですけれども、やはり、郵便局も限られたスペースなので、今あるデスクを持っていっても入れるスペースがないということで、小スペースで、極力スペースを使わない形で、必要最小限のスペースで済むような物で設置をお願いしたいというようなことも言われましたので、新たな購入をして設置をするというふうに考えたところです。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

今課長の方から説明あって、いずれにしても、何回も言いますが、職員が足りないと。結局、こうせざるを得ないんだなと思って見えています。

ただ、今のマイナンバーの普及率は、私もよくまだ理解してないで、当分、5月までに町として、どれだけマイナンバーの普及を100%まで持っていけるのか。

当然、今言った役場も郵便局も両方取りあえず対応していかなきゃならないだろうと。そうなると面倒くさい。役場行った方が早いんじゃないかと、そういうのも結構出てくる。

郵便局は駐車場も狭いわ、役場に来れば駐車場も簡単にとめたり、また、ついでに用事も足していけるだとか、そういう中で、郵便局で完全に移行して役場がすっかり手が離れるまでったら、結構な時間掛かるんじゃないのかなと思います。

ただ、いずれにしても、こういうふうにやっていこうということだから、我々も当然それに移行してやっていかなきゃならないと思うけど、そこら辺とを、どういうふうに移行するまで、100%にはどうなのか分かんなんですけど、そこらへんのとこ、どう町としては町民に対応していくのか、やっていくのかなというのは、ちょっとお伺いしたいんですけど。

村上住民生活課長

住民サービスの向上というところも視野に入れての今回の指定委託っていうことですので、完全に郵便局へ100%移行ということは、町としても考えておりません。

ただ、極力、役場窓口での対応を少しでも減らしていければなというふうに考えておりますので、郵便局さんに行って手続もとれますよ。郵便局さんに行って手続執った方が早いですよというような体制が採れるような形で、郵便局の方と調整をしながら、広報もしながら進めていきたいなというふうに考えている。佐藤委員がおっしゃるように、郵便局さんの駐車場も台数が限られているので、役場にきた方が駐車スペースもあるしというようなこともあろうかと思っておりますけれども、高齢者等が郵便局に行く機会が多いというような話も郵便局長さんの方からも聞いてますので、その手続と同時に執れるっていうような利便性もあるかなというふうに思っておりますので、そこについては、住民サービスが低下しないような形で今後も進めていきたいなというふうに思っております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて、会議を再開します。

次に調査事項(2)産業建設課所管「幌延町農作物等収量減少緊急支援事業について」の説明をお願いします。

角山産業建設課長

本日、産業建設課からの報告説明事項は1件でございます。

説明事項は(2)幌延町農作物等収量減少緊急支援事業についてでございます。

本事業につきましては、今年度の収穫期における天候不順により牧草の品質や収入量に深刻な影響が生じておりまして、この状況を重く受け止めた幌延町農業協同組合から、粗飼料の品質及び収量の低下、また、生乳及び肉用牛の生産維持に対して支援要望を受けたことを鑑みまして、農業経営を営む方に対し、緊急的支援を講じようとするものです。

詳細につきましては、お配りした資料を基に、産業建設課課長補佐、新野から御説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

新野産業建設課長補佐

それでは、私の方から幌延町農作物等収量減少緊急支援事業に係る御説明をさせていただきます。

本事業は、令和6年度、牧草収穫期における天候不順、昨今の物価高騰など厳しい酪農情勢に対する支援でございます。

本年9月定例会におきまして、植村議員より長雨被害に係る営農支援について御質問を受けたところです。また、幌延町農協からも、昨今の物価高騰や天候不順により、農家経済の悪化に対しての経済支援対策について要望がありました。

町としましても、長雨被害による農業経営への影響や昨今の物価高騰など、厳しい酪農情勢を踏まえ、効果的な経営支援策を講ずるべきと考え、農協と協議検討を図り、本事業を立案したところでございます。

資料の1の上段を御覧ください。

本事業の目的について示しております。

事業の目的については、令和6年度の収穫期における天候不順により、収穫作業の長期化による燃料費、修繕費の増加、刈り遅れによる牧草の品質低下やこれに起因する個体乳量の減少、加えて、繁殖成績の悪化や飼料費や治療費の増加など、今後、酪農経営への影響が懸念されるとともに、昨今の物価高騰など厳しい酪農情勢と併せて、営農意欲の低下を招くおそれがあります。

このことから、現に幌延町で農業経営を営む者に対して、耕作面積及び飼養頭数に応じて交付金を交付することで、農作物等の収量減少や品質低下、生産量の低下による経済的損失を軽減することで、営農意欲の向上と農産物の生産維持拡大、農用地利用の維持促進

を図り、もって、本町の酪農畜産の安定的発展に資することを目的としております。

続いて、事業の内容についてです。事業のイメージ図と併せて御覧ください。

対象は（１）幌延町農協の組合員で現に農業経営を営む者、（２）で認定新規就農者、（３）その他町長が認めるものとしております。また、用語の定義として、農業経営を営む者として、前年度の農業所得は総所得の過半を占める農業者、又は法人で申請年度においても同様に農業経営を営む者としております。こちらの方の確認については、定義に基づきまして、JAの方で確認することとなっております。

次に、２の申請方法ですけれども、JAの事務委任による一括申請としております。また、対象者より事務委任を受けたJAは、交付申請のほか、申請の取下げ、交付金の請求及び受領、その他必要な事務を執り行うこととしております。

次に、３の交付対象ですが、（１）の耕作支援対策については、対象者が申請年度において耕作した農地、この農地については括弧書きのとおり、自作地と小作地を対象としております。ただし、小作地には河川敷の借入れによる耕作する土地は想定しておりません。

面積の確認方法についてですけれども、こちらの方は農地基本台帳により確認したいと考えております。

次に（２）の生産量維持対策については、対象者が11月末現在において飼養する乳用牛及び肉用牛を対象としています。

飼養頭数の確認については、JAが11月現在において取りまとめる動態調査にて確認したいと考えております。

次に４の交付金ですが、（１）の耕作支援対策については、耕作面積10アール当たりに対して300円を交付いたします。

（２）の生産量維持対策については、使用する乳用牛及び肉用牛1頭に対して4千円を交付いたします。

本事業の事業期間は令和6年度で、予算額としましては（１）の耕作支援対策が6,400ヘクタールを交付対象と見込み、1,920万円、（２）の生産量維持対策が7千頭を交付対象と見込み、2,800万円、合計4,720万円を12月補正にて計上いたしたく、御審議のほどよろしくお願いいたします。

本事業は、緊急的な経営支援策として実施することから、12月議会で御審議の上、議決いただけたならば速やかに要領を制定し、交付金の申請を取りまとめ、年内に交付する予定としております。

以上、説明の方、終わりたいと思います。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

齋賀委員

対象者についてお尋ねしたいんですけども、大体、町では農協に確認するということだったんですけども、1、2、3の認める者、何人ぐらいいるっていうふうに勘定しているんですか。

新野産業建設課長補佐

現在、この資料作成の中でカウントしたところ、(1)の耕作支援対策、土地の面積に対して交付する部分ですけども、こちらの方が75戸を試算の中で想定しました。それから(2)の方の生産量維持対策、飼養頭数に対して4千円というところですけども、こちらの方は57戸カウントして考えております。

齋賀委員

対象者1、2、3で、それぞれ何人いるっていうカウントをしたのかっていうこと、すみません。

新野産業建設課長補佐

ちょっと詳細の方、手元に分けたものを持ってないんですけども、基本的には農協の組合員というふうにしたところなんですよね。

組合の中にも正組合員と准組合員とおりまして、その中でも、牛、飼養しないで牧草だけを販売しているとか、そういった部分の方もたくさんおられます。この人方をずっとカウントしていくと、やはり土地だけ持つ部分の人も、農地基本台帳の中には出てくるんですけども、実際に牧草販売をやっているかどうかっていうのを前年の所得の過半以上占めてる、同じように今年も営農してますよっていうのを確認して、そこを入れていくというようなことで、ちょっと建て付けとしては考えたところです。

(3)町長が特別に認めるものとしている部分で、実際、農協の組合員を外れて、外部の監査で入っている方っていうのもいらっしゃるんですよ。その方は、営農上は牧草販売を行っていらっしゃる方というようなことで、(1)の組合で限定し過ぎてしまうと要件外れてしまう方出るということで、その方は(3)のその他町長が認める者というところで拾いたいなというところです。

この(2)の認定新規就農者の部分っていうのは、ちょっと、今年は該当ないかなというふうには思っています。イレギュラーな状態っていうのは多分あるかなと思っています。例えば、認定新規就農者になっているけど、まだ組合員になってないよとかっていう場面が、ちょっと今年に限っては想定されないんですけども、要領の中には入れておきたいなというところで考えています。

それでいくと、75戸のうちの(1)にほとんど74戸が入って、(3)の部分で1戸が入るかなっていうカウントになるかなと思います。

齋賀委員

それでね、その耕作ですね、10aあたりなんですけど、採草地、放牧地のことを言っていると思っていいいの。それとも、起こして、ちゃんと、物作っている畑のことを言っているんですか。

新野産業建設課長補佐

確認方法、農地基本台帳を基本に耕作している面積ということで考えています。

放牧地も全て含めて交付金の対象にしたいというふうには考えています。

実際、起こして、耕作してるかどうかっていうのは、今年のこの天候不順に関する交付金ということなんで、どうしても入れなくて農作業できなかったっていうほ場も当然あると思います。そういった被害に対する交付金というようなことで考えてますんで、農地基

本台帳の中で確認できる農地面積、耕作地も借りて耕作してる人にこれが当たるというところで考えています。よろしくお願いします

齋賀委員

はい、ありがとうございます。

町の基幹産業の酪農を守る。守るといふか、また、更に元気付けてもらうための事業だと思うんですけども、最初の説明の中で、農協から支援要望を受けたというふうにありましたよね。支援要望を受けてこの対策概要が出てきたと思うんですけども、支援要望を受けて、町としては300円と4千円を出しますよと、こういうふうにしたんだということ農協に確認したと思うんですけども、それに対して農協は何か応答はあったんですか。

例えば、町が300円出すんだら農協200円あと出すわとか。4千円出すんなら、あと千円出すわとか、どういうやり取りしたんですか。

農協は、ただ、ありがとうございますっていうのか、それだけだったんですか。

角山産業建設課長

支援をしていただきたいという話を受けて、お互いに担当レベルでいろいろ詰めましたけれども、今回は、幌延町からの交付金ということで、農協さんも何らかのっていう話も話題には出たんですけど、今回は緊急的な支援であるということで、お金も緊急的に必要ということで、今回は、町は出しますということで、条件は協議の上、今回の耕作支援については300円、生産維持については4千円ってところで、お互いに検討した結果、こういった形で出すことに決めております。

齋賀委員

分かりました。

これよくあるんですけども、これは、幌延町農協は単独農協ですよ。幌延町農協。これは、合併した幌延町農協なるのか農協支所になるのか分かんないんですけども、そういった場合でも、町は幌延町内で農業やってる人には、こういう要請があったら受けるんですか。これは仮定の話だから答えられないんですか。

野々村町長

仮定の話ですから話はできませんけども、そういうようなことがあったとして、今年は特にそうだと思うんですけど、どのぐらいの広域になるかっていうのは、私たちも想定はできませんけど、地区によって今回はひどかったんですね。この宗谷管内一番ひどくて、枝幸辺りから下は宗谷管内でも大丈夫ということで、留萌も天塩町ぐらいまでが悪くて、遠別から大丈夫みたいな。これってやっぱり端的に物申すと、やっぱりこういう地区内で、地区の構成員の中で農業者が、農協だとしても個人割でどうやって出せるのかっていうのは、なかなか難しい話になってくるんだらうと思ってますので、なってみて、これから検討しなければ分かりませんが、それぞれ、この農協が単一であるか、全体的に広域でやっているかによっては、やっぱり、大きく物事の考え方は変わるかなという気はしています。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

ちょっと確認させてください。

まず、耕作地の関係で、貸付け小作ということで個人的に借りて使っている、農業委員会通して使っている部分はいいんですけども、会社だとかそういう関係もこれ対象になるんですか。

例えば、問寒別地区であればCFTだとか、こちらの地区であればフィールサービスとかっていう会社。それから、もう一つは、これ組合員じゃないからどうなのか、対象外だと思うんですけども、宗谷の肉牛の会社も幌延に農地、かなり面積を持っているということで、これは対象になるのかないのか。

新野産業建設課長補佐

まず、町外の法人についてのところですけども、対象者の(1)の部分で、幌延町農協の組合員というところで限定しておりますので、植村議員おっしゃったところについては組合に入っていないということで、この事業からは除かれるというところがございます。

もう一が、町内の会社については、当然、組合に構成する組織であれば拾いたいというふうに考えております。

さっきの付け加えになるんですけども、小作地の部分については、農業委員会通した貸し借りを行って、権利設定を行っている土地、これを拾っていくということですね。

どうしても河川敷については農業委員会通らないものですから、その辺なんかは、ちょっと拾うの難しいかなというふうに考えています。

植村委員

もう一点、乳牛、肉用牛1頭に対して4千円ということをおっしゃってますけども、これ、成牛換算でなくて、あくまでも1頭に対してという、子っこ牛であろうと親牛であろうと1頭に対してという考え方でいいのでしょうか。

新野産業建設課長補佐

はい、おっしゃるとおりです。

乳用牛、肉用牛それぞれについても特に月齢と関係なく、頭数1頭に対して4千円というふうに考えております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

ちょっと分かんないもんだから。

いずれにしても、これだけの予算付けて、よく検討してくれたなと思っております。

これで一戸当たりどのぐらいの、額としてね、おおよそ、どのようになっていくのかと。それと、耕作支援対策、これ6万4千、反になるのかヘクタールになるのか。反かい、これは。

新野産業建設課長補佐

まず1件当たりどれぐらいになるかっていうことなんですけど、面積と頭数ということになりますんで、ちょっと幅が大きいんですけども、恐らく面積少ないところだと30万、40万ぐらいのところから多分100万に満たないぐらいまでの間かなと思ってます。

単位としては、予算額と書かれたところでは6万4千円で、反にしています。ヘクタールに直しますと6,400ヘクタールというところを見込んでますので、大体、中山間なんかの交付対象面積より、ちょっと多い形に拾わさると思います。よろしくお願ひします。

(佐藤委員「わかりました。」)

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

耕作地の中でちょっと聞きたいんですけど、下沼地区には国営つちゅうか、町の耕作地があるんだけど、これらも該当するのかわからないのか、その辺ちょっと。

新野産業建設課長補佐

議員の御指摘の農地についてなんですけども、そちらの方の耕作については農業委員会の賃貸等の権利設定を行っての耕作というふうにはなってませんので、その土地については、ちょっと除かしてもらってます。

あくまでも、町から作業委託をして、町の方から牧草販売をして、その差額分が貸し借りのお金に見立てているというような営農工法になってますので、そちらについては、ちょっと除かせてもらってます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

緊急支援対策ということで出てきておまして、植村議員の一般質問とJAさんとの協議ということで出てきているので、事業進めていただきたいというふうに思いますが、この目的と交付金の単価といいますか、金額の決め方が、ちょっと理解がしづらいのかなと思っていて、例えば、前年度対比で事業の補填100%でなくても、何割かの補填という考え方の方がこの目的には沿ってるのかなと。

耕作地の面積と頭数で300円と4千円という出し方というのは、どのような出し方ですか。

新野産業建設課長補佐

緊急対策ということで、協議の方もこの事業以外にも何本か事業を考えて協議したりしております。

例えば、今年、天候不順等ですとか、なかなか、農協さんの資料の方にも要望書と併せて令和5年と比較した組勘の収支の状況なんかも説明いただいて作ったところです。

実際、農業支出の方がかなり、前年対比でいくと5ポイントぐらい、104.3%ってということで、支出は当然増えてるというようなことで聞いております。

当然、組勘全体の集計なんで、収入より支出の方が今年は上回ってると。今年の組勘は相当やばいよというようなことで御説明いただいています。

その中で、当然、単年度の借入れなんかも起きるだろうということで、利子補給なんかの事業も1本考えたり、いろいろ農協さんのある資金の中で対応できないかとか、いろいろ事業を考えたいんですけども、最終的にちょっとスピード感持って12月中に支援できるような対策をまず考えましょうというようなことで、この事業を作ったところです。

交付金単価の部分ですけれども、耕作面積の耕作支援対策（１）の部分、こちらの方は、米印のところ、中山間事業の体制整備単価というところで、通常の単価から上乘せ部分それが反当たり３００円っていう数字がありますので、こちらを少し参考にして付けたというところではございます。

生産量維持対策のこの４千円という、ちょっと見え方としては半端な数字にはなるんですけれども、こちらの方も細かい積み上げがあつての４千円かと言われると、なかなかお答えしづらいところあるんですけれども、全体的な予算規模も勘案した中で、こちらの方は４千円で行きたいということで、私の方から提案したところでございます。

西澤委員

J Aさんとの協議でやっていることなので、余り口は出しませんが、例えば、先ほど新野課長補佐が言ったように、一戸当たりの大体の金額っていうのあるじゃないですか。そこが、この予算規模の中で、上限、大体これぐらいかなっていう話で決まっているなら別ですけれども、基本的には、ほぼ、全戸の農家さんが影響を受けたというふうには思っておりますけれども、その中でも多分差があつたと思うんですね。なので、前年度比で緊急対策で補填をしようとした方が、この３００円と４千円って何なんだろうというふうに単純に疑問に思いますし、前年度比の差を補填する、支援するみたいな検討はされたんですか。

角山産業建設課長

ただいまの御質問ですけれども、前年比ということになると、酪農家さんは年での決算ですから、まだ決算が出ていないので比較がなかなか難しいというのが一つあります。なので、今回は、特に今年を乗り切るための対策が必要ということで、前年比という観念ではなくて、まずは、畑がかなりダメージを受けているので、そこに対して支援をどの程度入れればいいのか。また、その餌を食べている飼養する牛、こちらにも当然、乳量、肉質の影響があろうということで組立てていますので、緊急支援という意味合いから、そういった要素、あとは、総体的な金額、どの程度っていうのは農協さんとの話合いの中である程度の枠の中で決めて、今回の提案というふうにしております。

西澤委員

農家さんの経営というか、やり方がちょっと分からないので、例えば、１２月に補正を上げるということであれば、１０月時点で前年度対比みたいなことはないということですか。農家さんの各戸の経営としては、１０月から１０月みたいのは出ないということですか。それか、若しくは１０月から１０月だと影響が把握できないということなのか。

角山産業建設課長

やはり、決算期の会計というか経理の動きというのはかなりあろうかと思うので、むしろ、その１０月以降の数字を捉えないと、そこに差異が生じる可能性が高いので、今回の算定の要素としては入れてないということです。

西澤委員

とすると、先ほど説明のあつた３００円の単価は、この上乘せ相当ということであれですけれども、１頭に対しての４千円っていう根拠っていうのは、なかなか見えづらいということではよろしいんですか。

野々村町長

上下の差の根拠っていうのは経済の話ですから、そこは、それぞれ、財政力によって全然違う話ですから、だから今回は全然ベースにないことを充てて、緊急対策も少しでも支援になるようにということで、土地に対しては今の組勘を今回見せてもらって、協議を皆さんで真剣に熟慮に重ねたところ、今までの肥料の代金が使われている額、ずっと経過をしてきた年数と今年の肥料の係数が少ないんですよ。肥料がこれだけ上がってるのに全体量で少ないんですよ。

これって、このまま3年続いたら、もう牧草なんかできないんですよ。だから、草地は、やっぱりきちんとお手伝いして何とかしよう。300円で何なるって怒られるんだけど、面積が大き過ぎるから300円ぐらいしか想定の予算の中ではできなかった。

牛、6月までは良いいって割と来たんですけど、千円だって戻ってくるんですよ。で、保留頭数を安いけども生産合わせなきゃなんないで投げなきゃなんないっていう、売らなきゃなんないっていう形で行くのであれば、それぞれ、1頭4千円程度の頭数分を経費のえさ代と併せて、何とか見られないかなということでも含めて、これも保留をしてほしい、来年度の経営に保留をしてほしいという、子牛が全て副業的になってる、副産物となっている子牛がそういう状態ですし、はらみが春先は80万だったやつが、今、40万切れていきます。やっぱり、そこは売ってでも仕方なくやる人は、まだやれるかもしれないけど、売ったら買えないっていうことが出てくるんだったら、少しでも少ない頭数で餌をあげてもらって、何とかお手伝いできないかなというその気持ちで、根拠ないって言われれば根拠ないんだけど、継続的に農家を減らす形にならないための、我々の精いっぱい支援策だと思っていただければありがたいです。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

深澤委員

素朴な質問なんですけど、今、申請はあくまでも自己申告っていうことですよ。

農協は取りまとめるんだけど、いや俺んとこいいよって言う人も中にはいるか、いないか分かんないけど、そういう人方の取りこぼしちゅうか、ないような。せつかく良い補助金を新設してるんですから、ぜひ農協さんにも力添えをしてもらって、取りこぼしがないようにしていただきたいなと思います。以上です。

新野産業建設課長補佐

取りこぼしのないようにやっていきたいなと思います。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

なければ、最後、私からちょっと一つ聞きたいんですけど、ここの交付対象のところの3の(2)とか、2番目と3番目の(2)、これJAの方から一括して申請とか、確認方法でJAが動態調査って、これJAから上がってきたものをそのまま鵜呑みにして頭数とか何か上がってきたら、町ではそれをチェックする方法って何かあるんですか。

新野産業建設課長補佐

まず、このJAの動態調査の数字っていうのは、農協の方が組合員に対して調査をかけて毎年行っているところです。11月現在と、ちょっと以前は6月現在の数字も把握してもらっているんで、こちらの方は、毎年、町に情報提供いただいて、我々が統計的なものですか調査的なものに全て使う数字として、こちらの方を使っていますので、町としては、この農協の動態調査で出てきたものを、そのときそのときの頭数の公式的なものとして捉えていますので、これを確認するという方法自体はないんですけども、特定の調査、公的な調査、公的な数字として捉えてる調査と考えてますので、これに頼りたいなというふうに考えてます。

高橋秀之委員長

ということは、上がってきた数字は正確なものだということで判断して補助金を出すっていうことですか。

新野産業建設課長補佐

はい、そう考えています。

野々村町長

昔と違って今、牛もちゃんと戸籍持ってるんですよ。

付録も持てなければ欠員もないんですよ。だから、それできちっと台帳的に残っちゃうんですね。

何十年か前は自分らが青申で个体台帳書いた数字だったら上がったり下がったりしながら鉛筆なめった人もいたかもしれないけど、今は番号が残ってないやつは保険にも何も入れないし、一応、戸籍を今乗ってる状態では、よっぽどの腕のいい人でない限り不正はないと私たちは見えています。

高橋秀之委員長

いや、分かりました。

町長から、そういうお言葉を頂いたら、そういうことがないっていうことで。ありがとうございました。

ないようですので「幌延町農作物等収量減少緊急支援事業」については以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、調査事項(3)総務企画課所管「沿岸バスのダイヤ改正等について」の説明をお願いいたします。

梶総務企画課長補佐

それでは、私の方から沿岸バスのダイヤ改正等についてということで御説明いたします。令和6年10月3日開催の令和6年度第1回オロロンライン生活路線バス協議会幹事会において、構成員である沿岸バス株式会社から提案説明があった内容について御説明いたします。

豊富町から増毛町までの路線については、沿岸バス株式会社が路線バスを運行しており、国、道の補助対象路線となるよう、路線の維持を進めていただいているところですが、留

萌、宗谷管内の人口減少、マイカーの普及、コロナウイルスの感染拡大などにより、毎年、乗車人員及び運送収入が減少していることや人手不足、高齢化、2024年問題により路線を維持することが困難な状況にあり、沿岸バスとして最大限の路線維持確保取組に向けた確保の取組として、この度の提案となっております。

1番目の豊富町から増毛町までを対象範囲とする系統の統廃合に伴うダイヤ改正についての理由については先ほどの説明と重複しますが、乗車人員の減少に伴う乗車密度の低下により路線維持困難な状況が続いていること。定年退職を65歳まで延長し、体力的に問題ない運転者については70歳まで雇用しているが、新規運転者の採用ができず、70歳以上も雇用しているため、いつ退職するか分からない不安定な状況が続いていること。働き方改革関連法の施行に伴うバス運転者の改善基準告示の改正により、労働時間の短縮、休息時間の延長などの見直しが行われたため、運転者のシフト数が増加し、シフト割当てに苦慮していることです。

(2)番目、ダイヤ改正及び統合再編のポイントについてですけれども、ダイヤ改正に当たっては、通学通院に配慮した減便としていること。幌延町関係路線のダイヤ及び統合再編時期は、令和7年10月1日を予定していること。幌延留萌線は、輸送量が15人以下となり、これまでの地域間幹線系統補助路線から広域生活路線に格下げとなるんですけれども、減便によって沿線自治体での相対的負担にそれほど変化はない見込み。また、運転者が20時前後で退社し、次の朝のシフトに着けるよう、ダイヤ時刻の繰上げ及び見直しを実施すること。乗り降りしていない区間を廃止し、系統を短縮することで補助金を減少すること。今回のダイヤ改正及び統合再編により、運転者のシフト勤務数は全体で減少となり、運転者不足はある程度緩和され、当面の間、路線の維持が可能であることがポイントとなっております。

幌延町関係路線、どのぐらいの減便なのかどうなのかというの、四角で囲った中になっております。

幌延留萌線につきましては、平日、土日祝日ともに2往復ずつの減便、豊富羽幌線は、系統が廃止、豊富幌延線は平日1往復の減便となります。

(3)番目、今後の流れについてですけれども、今回のダイヤ改正案に対しての意見要望がある場合は令和7年1月31日までに沿岸バスに意見を提出してほしいということで連絡を受けております。沿岸バスとしましては、その内容を踏まえて、令和7年5月に管轄する留萌振興局の方にダイヤ改正案計画案を提出するといった流れとなっております。

2番目、3番目につきましては単純なる情報提供になりますけれども、2番目、運賃の改定についてということで、今回の令和7年10月のダイヤ改正に合わせて平均約20%程度の値上げを予定している検討しているとのことでした。こちら値上げについては、既に国土交通省に仮申請をしております、すんなりいけば、令和7年3月には認可される見込みとなっているということでございます。

3番目、特急はぼろ号のダイヤ改正についてですが、こちら、令和7年4月から昨今の利用実態に基づきまして時間調整などのダイヤ改正が行われるということで、特に運行する便数に変更はないというふうに連絡を受けております。

すいません。駆け足の説明になりましたが、私の方からは以上です。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

齋賀委員

すいません。1の中ほどにある新規運転者の採用ができずということは、新規運転者の応募がないからできないのか、それとも、もう新規運転者は、沿岸バスとしては採用しないということで、これ新規運転者の採用ができずっていうことを書いてあるのかお伺いしたのが1点目と、2点目、以上のことをやれば、ダイヤ改正等すれば、当面の間、路線は維持可能って書いてありますよね。これ、70歳以上も雇用しているため、いつ退職するか分からない不安定な状況が続いていると書いてあります。この不安定な状況が更に悪化すれば当面の間の路線維持可能もなくなってしまうのか、それをちょっとお伺いします。

早坂総務企画課長

まず、1点目、新規運転手、確保しないのか、できないのか、その辺のお話だったかと思いますが、基本的には、やはり、募集してもなかなか応募がないということで、新規採用には至れないというようなことを説明会の方ではおっしゃっておいりましたので、もし、いけば、そこがまた一つの材料となって、路線維持につながっていくというような形になるかと思えますけども、なかなか、そこが確保できてないというのは現状だというような御説明でした。

それから、こちらに書かれてる高齢化に伴うものということで、それも、確かに、いつ退職者が分からないというような状況が続いてるということで、これはもう、年々、どんどんひどくなっていくというような状況になるかと思えます。ですので、こちら辺も、先ほどの説明と重複する部分ありますけども、基本的には募集をかけながら、何とかそこを補充できたら行きますけども、当面は、この年齢の方々でも何とか運行できるようなシフトを組みたいということで、今回、ダイヤ改正に至ってるというようなことで説明を受けてきました。以上です。

高橋秀之委員長

いいですか。

齋賀委員

それで、今後の流れなんですけど、令和7年の1月31日までに沿岸バス株式会社に意見を出すって書いてありますよね。これ、町としては、今、ここで議会にお話しして、それを伝えるのか、それとも、町民に広く意見を募るんですか。どちらなんですか。

早坂総務企画課長

今のところ町民の方々に対して意見を公募するというような時間的な余裕等もないので、そちらの方は当面は考えておりません。ですので、町の中で検討を進めるというのもありますし、今回、この議員の皆様方に御説明させていただきましたので、町民の代表というような立場で、この場で御意見等を頂く、若しくは、1月31日までは期間ありますので、定例会のときですとか、また何かの折に、その意見をお寄せいただければ、そういったものも反映させて、沿岸バスに伝えていきたいというふうに考えております。以上です。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

齋賀委員

町としては宗谷本線も守らんといけないし沿岸バスも守らんといけないしという大変だと思いますけども、何か妙案があったら、沿岸バスの存続のために知恵を絞ってほしいと思います。

早坂総務企画課長

はい、常日頃から知恵を絞っているつもりでありますけども、なかなか、ちょっと足りてない部分があるかと思えます。その辺も、議員の皆様方からも、ちょっと御意見等頂きながら、協力し合いながら進めていければなと考えておりますので、何かありましたら、御意見等をお寄せいただきたいというふうに思えます。

高橋秀之委員長

ほかに何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「沿岸バスのダイヤ改正等について」は、以上とします。

続いて②「幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について」の説明をお願いいたします。

山本総務企画課参事

それでは、私の方から幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について御説明いたします。

お配りした資料は、構想と進捗状況についてという資料の2種類です。

これまでの経過及び今後の予定ということで、まず説明したいと思います。

令和5年11月27日に幌延町まち・ひと・しごと創生会議へ諮問を行った幌延町交流拠点基本構想については、創生会議での意見や各種団体、各課各係からの意見、町内会長会議や町政懇談会での意見等に基づき、役場内で検討を行い、町が示した施設の整備内容や整備場所に対する創生会議での審議を終え、令和6年11月8日、答申を受けました。

答申の内容につきましては、構想の最後のページ3枚目に付けてあります。

構想の内容ですけれども、一部の委員からは複合的な施設の整備に反対する声もありましたが、ある程度の議論を終えたことから、施設の整備内容や整備場所はおおむね適切である旨の答申を受けました。

町は答申の内容を反映した幌延町交流拠点基本構想案を作成し、今後、パブリックコメントによって町民から広く意見を受け、年内に構想を樹立したいと考えております。

今後の予定なんですけれども、常任委員会、今日終わりますので、明日からパブリックコメント手続の予告、3日間やった後、12月2日から21日までの間で意見を募集したいと考えてます。

その意見の検討については、12月23日から始めまして、1週間程度あれば終わればいいなと思っておりまして、検討した結果を12月30日ぐらいに公表して、基本構想を樹立したいなと今のところは考えているんですけれども、構想案の件数ですとか内容によりましては年内に構想が難しくなるかもしれないというのは、担当の方では、今、考えております。

構想の内容につきましては、今まで議会の皆さんですとか町民の皆さんにお示した内

容をまとめたものになっていまして、本町の位置や地勢、人口の推移等や整備の目的や経緯、施設の概要、整備するスペースの住み分けや必要性を記載しているほか、公共施設の総合的かつ計画的な管理に対する基本的な方針を定めた『幌延町公共施設等管理計画』との整合性を図って作っております。

私の方からは以上の説明となります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問ありませんか。

齋賀委員

この説明資料の中の3ページの真ん中辺にあります、令和6年8月30日商工会事務局と話しして、結局これ、どういうことになったんですか。商工会、こっちの施設に入るよってなったんですか。それとも、どういうふうな方向になったか教えてください。

山本総務企画課参事

話し合いは、今、継続していまして、商工会の方もこの施設に入りたいという意向もあるんですけども、管理する内容ですとか、いろんなことがありまして、今のところ、まだ協議を継続してるんですよ。今後、更に協議進めて、どうするのかっていうのは詰めていきたいなと思います。

今、事務方サイドとしかお話しはしていませんので、この後、本当にその話がまとまってくれば、商工会の理事さんにもお話を聞きながら進めていかなければならないとは思っています。以上です。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

深澤委員

ここに基本構想という案として示されているんですけど、この内容は、ほとんど、もう、この案のとおり行くってことなんですか。それを取りあえず確認したいと思います。

山本総務企画課参事

構想は、この案のとおり、構想として定めたいということで、今、パブリックコメントにはかけようとは思っております。

深澤委員

それであれば、まだ意見を言っても内容が変更するという部分も出るっちゃうことですね。

というのはね、ここにコインランドリー設置ってありますよね。これ、町民の要望を受けて、多分、ここに掲載されてると思うんですけど、どのくらいの設置を求める声があったのかと、スペースはどのくらい考えてるのかと、その台数まで検討されているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

山本総務企画課参事

設置を求める声につきましては、当初の町民アンケートですとか各団体との意見の聞き

取りにおいて、コインランドリーは町外に利用していることも多いので設置が必要じゃないかっていうような声がありましたので、町民の利便性を高める施設の一つとして、コインランドリーの設置は必要だねっていうことで、役場内で協議して、ここに載せることにしました。あと、機械の台数ですとか大きさですとかっていうのは、これから実施計画を作成する中で、どのような大きさがいいのかっていうのを、これから協議していかなければならないなとは思っております。以上です。

深澤委員

台数まだこれからの先だって話なんですけど、個人的には、私、このコインランドリーちゅうのは反対なんですよ。というのは、利用する側はね、それは便利ですよ。だけど、これは、使用者人数がたくさんあって、利用する人が多くあれば、それは町民サービスにつながっていくけど、これから幌延町が人口激減してってね、深地層の職員もいなくなる。都会ではね、若い人がこういうところに場所に行って、当然、利用してるのは多いです。だけど、過疎に向けた町には、こういうのそぐわないんですよ。

今言っている、台数までは確認してないって言われたけど、1台当たりの単価もすごいんですよ。

方法としてね、この機械をリースするという方法もあるんですよ。公設ね。改めて新しい機械を設置するよりは、当面の間、リースで借りてね、運営して、その運営方法を利益がどのぐらい出るかっていう。

今、遠別町でね、道路沿いに、こっちから行った左側に、あれ、民営でやっている。あれはね、試験的に今年1年間、どのぐらいの利用頻度があるかということで調査しながらやってるらしいんですよ。1年たたなかつたら経過が分からないんですけど、その結果も踏まえてね、もし、万が一、設置するんであれば、それを検討材料にしてね、いや、公益だから、そんな利益出さなくてもいいよっていう話とは別にね、町民の税金を使用してね、何百万、何千万も投資してね、いやいや、機械メンテナンスにも、今、結構掛かるよな何とかって言ったら莫大な経費なんですよ、これ。水道、排水。

多分、1台では済まないと思うんですよ。複数台設置しなければならない。都会には、このコインランドリーちゅうのは、たくさん、今、設置されてるけど、やっぱり、使用人数が対応してくれるからですよ、利益が上がるちゅうのは。

これ利益率も換算したらね、都会では50%ぐらい利益出るんだと。利用回数だよ。それが1日平均80人ぐらいでなかったらペイしないちゅうんですよ。

幌延で80人なんか、それに対応する人いますか。今、各家庭に1台ずつ洗濯機持つてる時代ですよ。若者は、洗濯機を持つのに大変だから、こういうところを利用して云々という話はあるんですけど、将来、過疎化に向かった町がね、設置して、町民サービスだって声を上げてなんて言えませんよ。そういうことも、今後、設置に向けてね、いろいろ資料取り寄せたり、もう1回その住民の声を確かめて、設置してもらいたいなというのは私の意見です。以上です。

山本総務企画課参事

今の意見を参考にしながら、リース方式ですとか、いろんなことを考えながら整備の内容について協議して決めていきたいと思っております。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「幌延町交流拠点基本構想策定に係る進捗状況について」は、以上とします。

これより昼食のため、13時05分まで休憩とします。

(11時50分 休憩)

(13時05分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

調査事項(4)教育委員会所管「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の説明をお願いします。

青木教育長

私の方から教育委員会所管事項ということで、幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況等についてお話ししたいと思います。

それでは、まず、お手元に資料あるかと思えます。1枚目めくっていただくと、これまでの経緯ということで、全部、今日までの経緯が載っているかと思えます。

2枚目からはカラー刷りのものになりますけども、リーフレット、バージョン5ということで新しく更新しましたので、そちらの方の説明も今日させていただければと思っております。

それでは、まず最初に、これまでの経緯です。

9月3日、前回、まちづくり常任委員会終わってからどんな動きがあったかということで御説明したいと思います。

まず、9月17日、9月の定例議会、プロポーザルについて質問を頂きました。その次ですけども、10月10日、教職員説明会、それと、保護者、近隣住民説明会ということで開催いたしました。ちょっと諸事情がありまして、私は出席できませんでした。次長の方で説明をさせていただきました。また、ここに北電総合設計の方も出席して回答しております。

そこに、大体の質疑ですけども、住民の方からはセキュリティーの関係、これについて、きちんとされているのかということと、あとは、これまでの経緯を教えてほしいとか、子供たちの遊具関係どうなっているか。あと、住民の方からは、中庭の関係、雪が積もると思うけども大丈夫なのかということが出ておりました。

先生方の方からは、ホールですけども、吹き抜けになっていて、全部、熱が逃げてしまわないか。寒くならないかと。あとは、トイレがちょっと狭いんじゃないかと。あと、特別支援学級の関係、特別支援学級担当の先生からいろいろ質問を頂きました。ちょっと狭いんじゃないかと、区切れるようにしたほうがいいんじゃないかと、室内にシャワーとかトイレがあったほうがいいんじゃないかという指摘もありました。

あと、先生方からは、校舎建設中に幌延中学校の校舎を使って、小学生もそこで勉強するのかということも聞かれております。

仮校舎等も建てるか、あるいは中学校の方で全て入るのか、今、検討している最中です

ので、決まったらまた説明したいと思っております。

10月30日、31日、11月6日、町政懇談会を行いました。

基本設計等について説明させていただきました。

質問内容ですけれども、小中一貫校が始まる時、どのぐらい人数になるんだろうか。百二、三十ぐらい。あとは、防犯上の問題もまたここで指摘されました。それと、現中学校校舎、あるいは体育館の義務教育学校開校後、どんなふうに取り扱うのか、この辺も、質問をされました。

それと、11月7日、今、お手元にあるリーフレット完成。

11月13日、こども議会ということで、大変すばらしい子供たちの意見を頂きました。

小中一貫校建設における幌延中学校の跡地च्छूंか、その後どうするんだということで質問を頂きました。それと、11月27日、昨日、教育委員会を行いました。これまでの経緯とリーフレット、今、オープンハウスっていう形で、基本構想のときはパブリックコメントを頂きましたけれども、今回、基本設計の方はオープンハウスということで、パネルがこうあって、付箋に書いていただくと。いろんな意見、アイデアですね。今、ちょうど役場の1階にも設置しておりますので、帰り御覧になっていただければなと思います。

学習センターの方は、昨日見てきましたけれども、結構、貼っております。厳しい意見もありましたので、そういう意見を大事にしながら、また、基本設計策定、完成に近づけていきたいなと思っております。それと、11月28日、本日ということです。

今後ですけれども、オープンハウス、近々、意見を集約したいなと思っております。それと開校準備委員会先生方の準備委員会ですけれども、12月6日、12月5日には、検討部会を開いて、どんなオープンハウスで、意見が出たかをそこで集約して協議したいと思っております。

そのあと、今年度も視察の方、行ければなと思っております。

まだ、行き場所は未定ですけれども、視察の方、考えております。

続きましてリーフレットですけれども、ちょっと大きめに印刷してあるかなと思います。

表の方は、1番に基本設計のテーマ、2番目は実施方針、3番目配置計画、裏の方行きまして、もう1枚目の方行きまして、4番目に平面計画、5番目に省エネルギー化、バージョン4の方から、前回のリーフレットからの変更点ですけれども、大まかに言うと駐車場、それと児童生徒玄関の周りの防犯対策、前回は、道路を通過して登校するというものでしたけれども、敷地内に、一応、子供たちが通える小路みたいなもの、そういうのを付けて、電気も付けてということで考えております。あと、平面計画の方ですけれども、4番の平面計画の方は、これまでの先生方、それと保護者、近隣住民説明会で頂きました。大きなところでいうと音楽室を1階にしております。これは子供たちからの要望になってます。あと、青い所で児童クラブ、これを新しくというか、明確化しております。あとは、大きいところはあります。

今、また、オープンハウスで意見を聞いて、また形を変えていきたいと思っております。

現在ですけれども、告知端末でもお知らせしてありますけれども、役場、あと、問寒別、幌延町、両生涯学習センター、あと、小学校と中学校。小学校もこの前見てきましたけれども、結構、また小学生も書いてます。先生方も書いていただきましたので、その辺をまとめて

いきたいなと思ってます。

オープンハウスを設置。町民の皆様とか保護者、児童生徒教職員の意見アイデアを今、募っているところです。

先ほども言いました基本構想は、パブリックコメント、今回はこのオープンハウスという手法で集めております。

最終的にですけれども、今年度末、3月には基本設計を完成させて、皆様の意見を取り入れた学校、地域の学校ということで完成させていきたいなと思っております。

今後の常任委員会、議会等でも、委員の皆様には、同じく情報提供していく予定です。

お帰りの際は、役場1階にありますので、まだ、役場の方、ちょっと少ないです。付箋の方ですね。学センの方は結構張ってありますけれども、御覧になっていただけたらなと思います。

以上、これまでの経緯とリーフレットについての説明を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

齋賀委員

説明どうもありがとうございました。

それで、この平面計画ありますよね、この大きい紙。これ前から聞こうと思ってたんですけど、ここの平面計画の中の右にメディアライブラリーってあるんですけども、このメディアライブラリーの説明の中に地域住民との交流が図れる場とするというふうにあるんですよ。これ、地域住民の人が、日中、また平日でもこの図書室等、利用するとき、ここは防犯上、何も気にしなくて、生徒と地域住民が交流できるのか。それとも、地域住民だけのスペースでも、交流が図れるような場になるのかってことです。

何か、座って本を読んだり階段に座ったりするというのは、売りっていうか、この特徴になってるんですけども、そこに一般住民の人がね、いつでも入ってきて、階段に腰かけて本読んだり座って本を読んだりする。そういうことは、全然、防犯上何ともないのか、お伺いしたいです。

青木教育長

質問ありがとうございます。

ちょうど青い部分が地域開放エリアになりますので、そちらの方、今の体育館の方か、あるいは職員玄関の方か、どちらからも入れるんですけども、セキュリティーということで、一応、インターホンとか使いながら、顔を確認して、この人なら何々クラブの人だなということであれば、分かんないですけど、こういうものをぶら下げて、中に入ったとか、一応、玄関ではセキュリティーをかけて、ちょっと知らない人であれば、きちんと書いてもらって、身分証明をもらってということで、セキュリティー化して入っていただくかなと思っています。

齋賀委員

ここに来るまでの過程で、防犯というかセキュリティーでしっかりしたいということが

分かったんですけども、あと、問寒別地区の地区懇談会で出た意見でね、学校の配置計画において、ここは川とか洪水したときに大丈夫かって聞かれたときにね、いや大丈夫ですよっていう話聞いたんですけど。あと、幌延町で出している洪水のパンフレットありますよね。ちょっとごめんなさい。名前忘れたんですけど。あれを見たら、ちょうど、この配置計画の右上の方が、もう洪水になったら川の水が溢れてくるよというふうにかかれてるんですけどね、これ、さほど気にしなくてもいいんですか。見たら、ここは川の水で埋まってることになっているんですよ。ハザードマップね。

伊藤教育次長

ハザードマップの関係だったんですけども、私どもも、ちょっと確認をしているところですが、体育館の角の所がちょっと掛かっているんですけども、校舎等については全くハザードマップの区域から外れてますので、今度、体育館も新しくなるんですけども、その時点では、一応、そこも気をつけながら、掛からないような形のことを今、検討をしていきたいと思いますということで、設計屋さんの方とは話はしているところです。

齋賀委員

もう一点は、先ほどトイレが狭いんじゃないかという意見もあったということだったんですけども、最終的には、この委員会にトイレの配置がこうであるとか、大ききこうだっというのは出てくると思うんですけど、その時点でね、やっぱりトイレ、もうちょっと、障がい者向けのトイレとかそういうのも配置したらいいとか、大ききがどうのっていうのは、そこで、また言って修正できるんですか。それとも、もう基本計画に載った大ききで行くということになるんですか。

青木教育長

ありがとうございます。

お金の掛かることですので、議会にはきちんと通して、こういう配置でいきますということで、もうちょっと細かい、今度、何メートルっていう寸法の入ったものを3月までに示して、御意見頂き、そして協議をしていただいて、了解いただければ、それで進めたいなと思っています。必ず、もうちょっと詳しい平面図っていうんですか、それはお示ししたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤教育次長

ありがとうございます。

トイレの関係でいきますと、青い所の奥に児童クラブのちょっと横ぐらいにWCっていうところがございますけれども、ここがユニバーサルデザインというか、車椅子とか、その辺も対応できるようなトイレには、今のところ、平面図のところの2枚目の水色の部分の地域コミュニティーエリアのところの奥の所、武道場と児童クラブの間にWCっていうことで、灰色の部分がちょこっとあるんですけど、ここが一応、車椅子等も対応できるようなトイレにはなっております、そのほかにも、2階の方にも、その辺のところも設けなくちゃいけないかなというような部分もありますので、今、教育長からもありましたけれども、今後の検討の中でその辺も盛り込めればということでは、考えているところです。よろしく願いいたします。

齋賀委員

ちょっと、最後に一つだけだったんですけどね、この今言った2枚目にICTの活用ってありますよね。このICTについては、どっか専門業者と相談しながら進めるんですか。

青木教育長

ICTに関してですけども、今、小学校と中学校で関わってるICT関係の会社と、それと、あと教育委員会、職員の方で詳しいのがいますので、それと連携とりながら進めていきたいなと思っています。

西澤委員

先ほどユニバーサルデザインというお話がありましたが、本町でも保護者の方が車椅子だったりっていうことがあったと思いますが、これは学校に入るときから、もう既に車椅子で一人で来校しても学校内に入れて、しかも、先ほど次長の説明であるWCの近くにEVであるので、このエレベーターを車椅子の方が乗られて、2階に上がられ、教室に行けるというような、完全なユニバーサルデザインになっているかどうかの確認をしたいと思います。

伊藤教育次長

はい、ありがとうございます。

こちらの方、学校全体をユニバーサルデザインということで考えておりますので、児童生徒の方でも車椅子、骨折とか、その辺、けがをして車椅子とかっていうものにも対応できるように、今おっしゃられたとおりエレベーターも車椅子対応になってますので、2階の方にも車椅子で行けるような形、あと、体育館の方とか武道場の方にも車椅子で行けるような体制で設計を今後、完成させていければと考えております。よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

先ほど齋賀委員の方にもあったハザードマップの関連で、先ほど、休憩中に町長とも、ちょっと話したんですけど、避難場所のことなんですけど、これを今、災害起きたとき、学校が避難場所となっていますよね。万が一のことを考えて、学校自体が、崩壊したとき、どこへ避難するのか。それから、この地図上で見ると、万が一のときにグラウンドに出るのがいいのか分からないんですけど、ここへ行く経路、道路の案内図も付いてないし、それから入り口の道路も、先ほど説明した、何か狭いような気がするんですけど、集団で逃げるときにこの幅で大丈夫なのか、その辺、今後、検討されると思いますが、いかが考えていますか。

伊藤教育次長

はい、ありがとうございます。

その辺の防犯関係、避難路関係については防災担当の方とも協議をしながら、今後、図面の方にも落とししていければと思っています。

今のところ、これ全くイメージ図ということでございますので、委員おっしゃられるとおり、その辺のことはしっかりと通学路も含めて安全安心な学校づくりということで、そ

の辺も考慮しながら、今後進めていければと思います。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

ちょっと聞きたいんですけど、義務教育学校になるんですけど、これらについての校歌っていうのか、そういうのは新たに作るのか、その辺を確認したいのと、あと、制服、今中学校は学生服っていうか、そういうような形でやってると思うんですけど、その辺の取扱いはどうなっているのかその辺聞きたいんですけど。

青木教育長

ありがとうございます。

先ほどありました先生方の準備委員会の方で、校歌、それと制服、校章、その辺、決めていきたいなと考えております。

校歌についても、今の小学校と中学校の校歌の良いところ、キーワード、そういうものを集めて1曲、誰かまだ決まっていませんけども作っていただいたり、あと、制服の方も高いんですね。制服が。ですから、保護者の意見を聞きながら、制服の方も安いやつじゃないですけども、その辺もリーズナブルな物を作ったり、あと、校章についても、今、二つの、小学校、中学校、校章ありますので、それの方も一緒に合わせたようなもの、ぜひ、子供たちのアイデアというか、両方の校章の良いところっていうか、合わせたような校章を子供たちから意見を取って、そして、そういうものを作っていきたいなと思っております。以上です。

無量谷委員。

校歌、校章は、子供を優先っていうような形で聞いたんですけど、制服に関してはね、今の中学生で、単純に3年間の学生服っていうのが、新調されても意外と使わないんでないのかなって感じするんですけども、その辺、今、流行のブレザータイプというように感じになれば、安く、かつ、学校を終わっても着れる、そんな感じの方が使いやすいんじゃないのかなって感じがするんですけども、その辺、検討していただければなと思ってるんですけど。

伊藤教育次長

はい、ありがとうございます。

検討部会の方でも、その辺の話も出てますので。あと、ジェンダーっていうか、男女のトイレも含めて、その辺の工夫も、今後、部会とかその先生方の委員会とかと協議しながら、また子供たちとか先生方の意見も取り入れながら、最終的に決めていければなと思っております。ありがとうございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

ちょっとこれ、見づらくて、書いてはあるんだけど、教室、字がよく見えないので、もう少し分かりやすく、大体、そうでないかなと思って見てたんですけど、もう少し、こう、これ何の教室なのか、そこら辺のどこ、もう少しはっきりとした印刷してもらえればなと

思って、なかなか、こう見てもぼやけて見えないところもあるもので、ちょっと理解しづらいので、もう少し、こう、各教室のここが何なのかというのも、この次から、もし出していただけるなら。それと、その、中庭が完全に孤立してしまうことになるのかな。何かあったときの緊急の時だとか、まあ、いずれにしても、これ草も生えてくるだろうから、その辺の管理もしていかなきゃなんないだろうけど、手で刈るのか機械入れて刈るのか、刈ったあと、どっからこれ出していくのかなと思ったり。ここは全く、休みだとかいろんなときに、ここには、子供達は、まず入ることにはならないことになるのかな。その辺はどうなのかなと思って今。何かあったとき、機械入れたり、機械入れることはないんでしょうけど、この辺はどういう考えでおるのかなと思って。今、ちょっと。どうでもいい話じゃないんですけど、ちょっと、もし。

青木教育長

はい、ありがとうございます。

そこが一番、今、検討材料、懸念してるところなんですけども、中庭についてですけども、1階の方、ピンクの上の方ですけども、そちらの方とつながってるっていうか、中に出れるようになってますし、あと、ほかの所からも、通級指導教室とか、そういう所から中庭に出て、特別支援の子供が遊べるようにしたりとかしております。ただ、今、委員、指摘のとおり、どのぐらい中庭に雪が積もったりとかもすると思うし、あと、草も生えてくると思いますので、その辺で管理を、はい、ありがとうございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

無量谷委員から校歌という話が出たので、ちょっと考えたんですけども、教育長の方からも中学校と小学校の今のある歌詞の中のキーワードを拾い、キーワードになるものを組み合わせるっていう発想も一つなんだろうというふうに思っていて、更に、著名な方が作られるかどうかは別にして、校歌に作詞家と作曲家の名前が載ってるじゃないですか。あんなの見て、私ども全然分からないんですよ。そういう意味でいうと、今、言った教育長のキーワードを提示して、公募するという形も一つの手なのかなというふうに思いますが、その辺っていうのは、まだ、誰にお願いするか公募するとかっていうことも含めて、これから検討するというところでよろしいでしょうか。

青木教育長

今、委員御指摘のとおり、これから準備委員会の中で、先生方、音楽の先生もいますので、そういう方も、ちょっと、つてをたどったりとか、公募するかもしれないですし、あとは、子供たちに、いろんな詩を作ったりとかもしてますし、あと、うちには大使がいますので、頼んだり、ちょっと分からないですけども、これから、そういうふうに動いていきたいなと思っております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

いいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」は以上とします。
次に3. その他ですが、皆様から何かありますか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で第9回まちづくり常任委員会を終了します。
ありがとうございました。

(13時32分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 高橋 秀之

以上、記録する。

書記 係 長 藤田 秀紀